

土木工事標準単価とは

「市場単価」の一部が廃止され、「土木工事標準単価」に移行

市場において、材料・労務費・機械経費等を一式で契約している場合、市場での取引価格を的確に積算に反映するため、元請けと下請け間での取引状況を調査した価格である「市場単価」を用いています。

以下に示す市場単価6工種について、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止し、建設物価調査会及び経済調査会が実態調査の上で設定する歩掛をもとにした単価「土木工事標準単価」へ移行します。

＜平成29年10月に移行＞	＜平成30年4月に移行＞
① 区画線工	④ コンクリートブロック積工
② 高視認性区画線工	⑤ 橋梁塗装工
③ 排水構造物工	⑥ 構造物とりこわし工

※国土交通省では平成29年10月より3工種、平成30年4月には、さらに3工種について「土木工事標準単価」へ移行します。